



紙製容器包装ごみの分別について

- ◆紙製容器包装ごみの分別間違いにより、ごみ収集業者による回収ができない案件が増えていきます。
- ◆ごみを捨てる際には、分別方法の再確認をお願いいたします。
- ◆ごみ袋には**連絡の取れる電話番号又は氏名のご記入**をお願いいたします。

ごみを排出した方と連絡がつかない場合、残されたごみは自治会担当者や役場職員が回収して再分別をしています。多量になると再分別に大きな労力を要します。分別についてご理解いただき、スムーズなごみ処理にご協力をお願いします。



分別のポイント

- ・ マークのある容器包装が捨てられるものです。
粉々に破かず排出してください。
(粉々になると紙製容器包装かどうかの判別ができなくなります)
- ・ マークがあっても**汚れているものは「燃やすごみ」**になります。
(汚れているとリサイクルできないためです)
- ・ **以下のものは捨てられません。**
特に**トイレtpペーパーの芯**や**ティッシュ**、**封筒**、**チラシ**等の分別間違いが多くみられるのでご注意ください。

ご確認ください

出せないもの

- ・ ビールの大箱
- ・ ミカン箱
- などのダンボール



※断面に波形がある箱

▶ ダンボール

- ・ 牛乳のパック
- ・ ジュースのパック



▶ 店頭回収

- ・ 封筒類
- ・ カレンダー
- ・ チラシ
- ・ カタログ



▶ 雑誌

- ・ ラップの芯
- ・ トイレtpペーパーの芯
- ・ ティッシュ



▶ 燃やすごみ

お問合せ先：
住民税務課 環境係
TEL:0265-36-7046 (直通)